

## 定例教育委員会

1	日 時	平成 27 年 3 月 27 日（金）	午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
2	場 所	磐田市役所西庁舎	3 階 特別会議室
3	出席委員	青島美子委員長 杉本憲司委員 田中さゆり委員 秋元富敏委員 飯田正人教育長	
4	出席職員	教育部長 教育総務課長 学校給食管理室長 学校教育課長 中央図書館長 文化財課長 幼稚園保育園課長 スポーツ振興室長	
5	傍聴人	0 人	

### 教育委員会が決定したもの（議決事項）

#### ・磐田市スポーツ推進委員の委嘱について

##### <スポーツ振興室長>

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条の規定によりまして、教育委員会は、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解をもち職務を行うのに必要な熱意と能力をもつものの中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとされています。本市においては、磐田市スポーツ推進委員規則第 4 条の規定によりまして磐田市教育委員会から委嘱します。今回委嘱をお願いするのは 46 名です。公募による新規の委員が 1 名、任期は平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

##### <質疑・意見>

なし

##### <議案の承認>

審議の結果、本議案は承認された。

#### ・磐田市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

##### <幼稚園保育園課長>

来年度、子ども・子育て支援制度が施行されることに伴いまして、幼稚園の保育料が応能負担へと変更になります。この関係では規則で定められている事項の変更が必要となり、今回所要の改正を行うものです。今回の改正では納期の変更、保育料、バスの使用料につきましては現在条例で定められておりますが今回は規則で定めております。また、保育料の納期につきましては、現在毎月 20 日を納期としておりましたが、これを 25 日に変更いたします。また、第 3 条の減免規定ですが、こちらは法に基づいた表記に統一するものです。具体的には変更は特にございません。導入に伴って条番号が変更となりました。今回改正に伴って保護者への影響、予算等の影響は特に見込んでおりません。

##### <質疑・意見>

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

**・磐田市立幼稚園通園バス規則の一部を改正する規則**

< 幼稚園保育園課長 >

現在、幼稚園では一部の幼稚園で預かり保育を実施しておりますけれども、平成 27 年 4 月から公立全幼稚園において預かり保育事業を実施することになっております。これに伴いまして預かり保育を利用する子どもたちに係るバス利用の規定が必要なくなります。具体的には豊岡地区になります。豊岡北幼稚園で預かり保育を実施しておりますので、豊岡南幼稚園の子どもたちが預かり保育を利用する場合、現行ではバスを利用し豊岡北幼稚園まで移動しております。27 年 4 月から豊岡南幼稚園でも預かり保育を実施することに伴いバス利用も必要なくなることによって、預かり保育の規定を削除するものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

**・磐田市幼稚園管理規則の一部を改正する規則**

< 幼稚園保育園課長 >

平成 27 年 4 月から認定こども園へ移行する園及び 3 月末で閉園する園がありますので園名の変更及び削除をお願いするものです。具体的には園名の変更につきましては、現在の大藤幼稚園・豊岡北幼稚園の 2 園が幼稚園型認定こども園に移行し、それぞれ大藤こども園、豊岡こども園になります。また、3 月末で閉園する園は、幼保連携型認定こども園として運営する福田こども園へ統合されますので、3 園（豊浜幼稚園・福田西南幼稚園・ひまわり幼稚園）が閉園となります。なお、閉園する 3 園の幼稚園廃止届ですけれども、昨日 3 月 25 日付けで県教委に提出したところです。また、こども園に移行します大藤こども園・豊岡こども園の認可申請は 3 月 24 日に県に提出しており、間もなく認可される予定です。

< 質疑・意見 >

Q 幼稚園から認定こども園に変わったということですが、この制度的な違いについて御説明いただけますでしょうか。

A 新制度は来年度からスタートする訳ですけれども、認定こども園制度は新制度よりも以前からありました。磐田市では幼保連携型認定こども園として福田こども園を作るようになったわけですけれども、これは 3.11 の震災があった折に津波の被害が大きく想定される中、新しく園を一つにして建て替えるということがきっかけになったもので

す。現在は幼稚園と保育園が別々の制度の中でありまして、幼保連携型認定こども園は幼稚園機能・保育園機能の両方の機能を併せもった施設ということで、今までにない新たな施設というイメージをもっていただければと思います。福田こども園の中には、今でいう幼稚園に通っている子どもも通うことになりまして、保育園に行っている子どもも通うことになりまして、同じクラスの中で保育園の子どもたちもいるし、幼稚園の子どもたちもいる。幼稚園で通っている子どもたちは2時で帰っていく子どもたちもいますし、保育園で通っている子どもたちのように夕方6時半まで保育を受ける子どもたちもいるという形態が幼保連携型認定こども園になります。

大藤こども園と豊岡こども園は幼稚園型認定こども園です。先程の幼保連携型認定こども園との相違は何かというと、大藤こども園と豊岡こども園はあくまでも幼稚園が基本にあって、幼稚園が保育を必要とする子を預かるということになります。幼稚園がベースですので、0歳から2歳までのお子さんはお預かりできません。3歳以上のお子さんをお預かりすることになります。0歳から2歳までのお子さんをお預かりするとなると受け入れのための施設整備も必要になりますので、今の幼稚園の設備では小さい子をお預かりするための、はいはいをするスペースや調乳室もありませんので、3歳以上をお預かりする幼稚園型で運営していくこととなります。

Q 大藤こども園と豊岡こども園については、預かり保育が入るから、幼稚園型こども園ということになるのでしょうか。2時までは幼稚園の機能ということですね。

A 保育を必要とする3歳以上の子であれば、夕方6時30分まではお預かりをします。それは預かりということではなくて保育となりますので、預かりという場合は緊急時のみになります。常時夕方まで長く保育を必要とする子であれば、保育としての認定を受けていただいて、預かりを使ってということではなくて、保育園の子として入園していただくということになります。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

## ・磐田市学校給食条例施行規則の一部を改正する規則

### < 幼稚園保育園課長 >

この規則では、市内の給食回数を統一することや、福田地区3幼稚園が閉園し福田こども園に統合されることに伴って今回の改正をするものです。具体的な内容ですが、給食の実施回数につきましては、合併以前からのそれぞれの地区の状況によってまちまちで市内で統一されていない状況が続いておりましたので、市内で統一した幼児教育を提供するという観点等から、大きな課題の一つとして捉えておりました。来年度から新制度が施行されるということもあり、給食回数・給食費を統一するため、今

回、条例改正するものです。また、新制度移行に伴いまして、幼稚園の給食費につきましては、消費税の部分を非課税にするよう国から示されましたので、今回改正を行うこととしました。なお、2月4日の学校給食運営委員会において統一した給食日数について3歳児は140日、4歳児・5歳児は150日、給食費について3歳児は10か月で月額2,800円、4歳・5歳は11か月で月額2,700円の内容で承認をいただきました。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

## ・平成27年4月1日付け人事異動（教育委員会関係）について

### < 教育総務課長 >

4月1日付け人事異動のうち、教育委員会関係について報告し、承認を求めるものです。教育委員会鈴木博雄教育部長が総務部危機管理監へ転出し、新たに病院事務部から部長の秋野雅彦が転入し、教育部長となります。教育総務課では、児童総務グループの鈴木賢司課長補佐が財政課へ、金澤光雪指導主事が豊浜小学校教頭へ、鈴木麻衣子副主任が農林水産課へ転出いたします。

新たに転入してまいります方は、児童・総務グループでは、部付主幹兼課長補佐として福祉課の園田欣也が、指導主事として磐田南小学校より矢島一彦主幹教諭が、主査として向笠幼稚園の横山初恵園長が、職員課の鈴木由浩副主任が転入します。なお、山田佐江子、鈴木章文両副主任は主任へ昇格となります。次に、学校給食管理室管理グループでは、主査の早澤良恵が3月末で退職となります。また、副主任の江塚直弘が福田支所市民生活課へ転出となります。新たに、福祉課より影山正樹主任が、健康増進課より鈴木涼子副主任栄養士が転入となります。

次に、学校教育課では、教職員グループの平野邦孝課長補佐が向陽中学校校長へ、指導グループの松井信治指導主事が豊田南中学校へ転出します。教育支援グループの松本みどり指導主事が3月末で退職し、寺田容子指導主事が南部中学校教頭へ、伊藤容子副主任が子育て支援課へ転出します。新たに転入してまいりますのは、神明中学校の鈴木勝則教頭が課長補佐として教職員グループに、竜洋中学校から鈴木仁之教諭が指導グループに、豊岡北小学校の大橋陽子教諭と竜洋支所市民生活課の鈴木淳子副主任保健士が教育支援グループに転入となります。

小中学校の調理士・用務員の関係では、調理士と用務員それぞれ1名が退職されます。異動については、調理士の方が5名、用務員の方が1名です。なお、27年度末での退職に伴う正規職員の採用は行わず、臨時職員の任用又は再任用で対応していきます。

次に、図書館関係ですが、中央図書館の長嶋雄一郎館長補佐、豊田図書館の中崎恒泰館長、豊岡図書館の早澤一成館長、竜洋図書館の星井とし子主任の4名の方が退職され

ます。また、中央図書館の近藤経子副主任が農林水産課へ転出されます。新たに豊田図書館には医事課から永田幸義課長が、豊岡図書館には国保年金課から伊藤篤和課長補佐がそれぞれ館長として転入します。また、中央図書館にはスポーツ振興室長の伊東直久室長が館長補佐に、市税課から高橋潤副主任が転入され、竜洋図書館には福祉課から鶴田明美主任が転入となります。

次に、文化財課関係ですが、歴史文書館の佐藤喜好館長と管理グループの本間裕二主査が退職されます。他課への異動では、管理グループの角英一郎副主任が福祉課へ、調査グループの富永和寛副主任が市税課へ転出します。新たに、環境課より鈴木亮司主査と道路河川課より江間正典主査の両名が管理グループへ、財政課の山内健司主査と商工観光課の谷口安曇副主任が調査グループへ、歴史文書館館長として、豊田支所市民生活課より飯田正課長補佐がそれぞれ転入します。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

#### ・磐田市学校運営協議会設置校の指定について

##### < 学校教育課長 >

磐田市学校運営協議会規則第3条に基づき、学校長・地域住民・保護者の意向を踏まえ、学校運営協議会を置く学校を指定するものです。27年度におきましては、小学校22校・中学校10校の32校を指定するということで、磐田市全小・中学校で学校運営協議会を設置する学校を指定していきます。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

#### ・学校(園)医・学校(園)歯科医・学校(園)薬剤師の解職

##### < 学校教育課長 >

磐田市立豊岡東小学校、磐田市立福田西南幼稚園、磐田市立ひまわり幼稚園、磐田市立豊浜幼稚園は平成26年度末で閉校・閉園になることから、学校(園)医・学校(園)歯科医・学校(園)薬剤師について解職するものです。

< 質疑・意見 >

なし

< 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

## ・磐田市立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定

### < 学校教育課長 >

豊岡北小学校と豊岡東小学校の統合に伴って、豊岡東小学校の学区を豊岡北小学校の学区に含めるというものです。あわせて、豊岡中学校区におきましてはこれまでは豊岡南小学校・豊岡東小学校・豊岡北小学校を通学区域としていた訳ですが、豊岡南小学校・豊岡北小学校の通学区域に改正します。また、特別支援学級の自閉症・情緒障害について岩田小学校に新設します。岩田小学校の児童は他の学校に通っておりましたが、これからは自校で対応することとなります。小学校においては 22 校中 21 校において自閉症・情緒学級の体制が整っています。なお、竜洋東小学校では自閉症・情緒学級は設置されておりませんので、竜洋西小学校への通学ということになります。また、小規模特認校として、豊岡東小学校において磐田市内全域を範囲として通学を許可する制度がありました。閉校に伴い規定を削除します。

### < 質疑・意見 >

なし

### < 議案の承認 >

審議の結果、本議案は承認された。

## 各課から報告したもの（報告事項）

### (1) スポーツ振興室

静岡県市町対抗駅伝競走大会参加補助金交付要綱の一部改正についてです。練習でのコーチへの謝金・大会当日の交通費などの費用を賄うため、実行委員会に補助金を交付しております。要綱では 100 万円を限度として定めておりますが、27 年度に限り 59 万 7,000 円を増額し、選手 24 名分のベンチコートの新規購入の費用に充てていきたいと考えております。

### < 質疑・意見 >

Q 27 年度の内容については理解できましたが、今後も今回のように年度によって改正をしていく予定でしょうか。

A 今回は 27 年度に限り増額しております。この要因は、合併後に新市になりまして、ベンチコートを刷新しました。これまでは補助金 100 万円の中から悪くなったものから少しずつ更新をかけておりました。全体に使い込んできているものですから、新年度から合併 10 周年という節目でございますので、一斉に刷新をしたいと考えております。

Q ベンチコートのデザインなどが変わったということはありませんでしょうか。

A ベンチコートは大会の中での市の PR の手段になりますので、デザイン・ロゴなどで工夫をしていくよう今後相談していきたいと考えております。

### (2) 幼稚園保育園課

3月15日に福田こども園の完成記念式典を行うことができました。また、閉園する幼稚園の閉園式に御出席いただきましてありがとうございました。それぞれ地域の方々に多く御出席いただく中で無事閉園することができました。併せて御礼申し上げます。

今回9本の要綱等の制定がございますけれども、今年度は来年度の新制度への移行や全園での預かり保育の実施もあり、これまで教育委員会定例会において多くの条例・規則の御審議をいただきまして、ありがとうございました。

「磐田市立幼稚園預かり保育事業実施要綱」の一部改正です。これは来年度から全園での預かり保育が実施されることに伴う改正です。現在はモデル事業として限られた園で実施しておりますので、対象園を変更します。また、言葉の定義では、「年間預かり保育」を「通常預かり」の文言に改めるとともに、「一時預かり保育」を「緊急預かり保育」に定義を変更します。あわせて様式の変更を行います。

「磐田市幼保連携型認定こども園預かり保育事業実施要綱」、「磐田市幼保連携型認定こども園通園バス規則」、「磐田市立幼保連携型認定こども園に係る磐田市立学校の学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則」、「磐田市立幼保連携型認定こども園管理規則」については、来年度からスタートする幼保連携型認定こども園において新しく制定する必要な規則です。最初の預かり保育事業実施要綱につきましては、幼保連携型認定こども園として新たに別の実施要綱を定める必要があり、内容等については幼稚園で実施しているものと同様といたしました。次に、こども園通園バス規則についてです。福田こども園については通園バスを2台用意し、2ルートで走らせることとなっております。その関係で通園バス規則を制定するものです。こちらは幼稚園部の子どもたちが利用していくこととなります。また、保育園の子どもたちも園外保育等必要になる場合においては、利用していくこととなります。

次に、学校医等の公務災害補償に関する条例施行規則については、幼稚園と同様に、認定こども園においても学校医等を配置していくため制定するものです。

次に、認定こども園管理規則の制定についてです。本規則の制定につきましても、新たに認定こども園ができたことに伴い、園を運営していくうえで定めなければならない事項を規定しています。

続いて、「磐田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する規則」の制定についてです。こちらは豊岡こども園・大藤こども園が対象になります。定員、保育時間、休園日等の制定が必要となるため制定したものです。

「磐田市立幼保連携型認定こども園に係る磐田市学校給食条例施行規則」「磐田市立保育園における苦情解決に関する実施要綱の一部を改正する要綱」は、幼保連携型認定こども園がスタートすることに伴い所要の改正が必要になったものです。最初の学校給食条例施行規則の制定につきましては、先程の幼稚園においても学校給食の実施回数がバラバラであったものを揃えたということで、幼保連携型認定こども園におい

でも同じ実施回数、同じ料金を徴収し、統一したものをどこでも受けていただくため制定したものです。

次に、苦情解決に関する実施要綱の一部改正ですが、こちらは保育園の要綱になっておりますが、福田こども園が幼保連携型認定こども園として新たに移行していく訳ですが、幼保連携型認定こども園というのは、保育園の子どもたちも新たにお預かりする施設ということで、社会福祉法における第2種社会福祉事業に該当する部分を担っています。その中では、利用者からの苦情など適切な解決に努めなければならないとされており、苦情解決につきましても第三者の意見を聴くような形になっております。幼保連携型認定こども園は保育園の要綱の中で読み込んでいくということで一部改正するものです。

最後は、「磐田市教育委員会公印規程」の一部改正です。幼稚園型認定こども園となる2園を追加するとともに、福田の3幼稚園が閉園するというところで削除をするという改正です。認定こども園に移行するものは名称の変更、閉園する園については名称の削除となっております。

< 質疑・意見 >

Q 苦情解決に関する実施要綱での外部の第三者の規定はどのようなものでしょうか。

A 保育園・幼保連携型幼稚園など園に対する苦情については、例えば、保護者の方の立場でいうと自分のお子さんを預かってもらっている園の先生に直接苦情を言うのは言いにくいと思います。このような観点から、当事者以外に相談することや苦情を言える場を設ける必要があるため、このような形で社会福祉法では規定されています。現状では地域の民生委員・児童委員や主任児童委員などの方々が第三者委員として任命されております。その方々たちが直接園に対する苦情を受けていただいて、園と保護者の橋渡しをしていただくような役割を担っていただいて苦情の解決を図る役割をしています。

### (3) 教育総務課

・磐田市民間放課後児童健全育成事業費補助交付要綱の制定について

これは、民間事業者が運営する放課後児童クラブを利用する児童の保護者を対象に経済的負担の軽減を目的に、減額を行う当該民間事業者に対し補助金を交付するものです。平成27年4月からの放課後児童クラブの利用対象者の拡大は、現行の本市の直営児童クラブだけでは提供体制に不足が生じる可能性があり、民間活力の有効活用等を視野にいれ検討する必要があります。4月から本事業を実施する民間事業者はこうのとりの東保育園及び豊田みなみ保育園の2園であり、利用料について本市の利用料と格差が生じております。仮に本市の直営児童クラブが定員いっぱいまで待機となった場合に民間児童クラブの利用を考えたとき、この料金格差が弊害とならないよう事業者に対して補助金を交付し、利用料の減額をしてもらい利用者の負担軽減を図るものです。この要綱にて第2条に掲げるとおり民間事業者、民間児童クラブ、保護者を定義します。この中で



民間事業者とは、市へ放課後児童健全育成事業を行う旨届出をしたものと定めます。第3条において、補助対象者及び補助金額を定めます。この補助金は民間事業者を対象として、補助額は児童1人につき月額3,000円を補助するものです。本市の利用料は年間77,760円であり、このとり東保育園では約128,000円、豊田みなみ保育園では学年により違いがありますが約144,000円となり月3,500円～5,000円ほどの格差があります。民間事業者とのサービスの違いなどもあることから月額3,000円と決めました。第4条からは交付申請、決定、変更、報告、請求の諸手続き等について規定しています。東部小及び豊田南小の本市直営クラブは、ニーズが高く待機児童が発生している状況であり、この対象区域である、このとり東、豊田みなみ両保育園での実施は待機児童解消に繋がると考えています。

続きまして月例報告です。実施済事業のうち、静岡県PTA研究大会磐田大会についてです。2月21日に市民文化会館にて県内から約1,000人のPTA代表者が参加し開催されました。江間委員の後任として新たにお迎えした秋元委員が実行委員長として、功労者、功労団体の表彰や実践発表、記念講演を行いました。

次に、豊岡東小学校閉校式ですが、3月22日に豊岡東小学校サブセンターにおいて、開催いたしました。東地区の地域の皆さんをはじめ約500名の参加をいただき、第1部では式典を、第2部として子どもたちが主体となり思い出の写真の上映や合唱などを行いました。以上です。

< 質疑・意見 >

なし

#### (4) 学校給食管理室

実施済主要事業の「平成26年度第2回学校給食関係職員全体研修会」についてですが、3月24日火曜日の午後2時から、アミューズ豊田のゆやホールで開催をいたしました。当日は、各給食センター及び単独調理場に勤務する栄養教諭や学校栄養職員、調理職員のほか、給食調理等の委託業者など181名が参加をし、学校教育課の歯科衛生士による講話のほか、1月22日に行われた県教育委員会による「学校給食の衛生管理等に関する調査研究」を終えて、竜洋中学校の栄養職員と副主任調理士が改善発表を、また、学校給食管理室の栄養士が「磐田市におけるノロウイルスマニュアル」について説明しました。このほか、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が製作した「学校給食事業の公務災害ゼロを目指して」と題した公務災害防止啓発映像教材のDVDを視聴し、作業前の準備や荷受け・下処理、調理、配膳・配送、洗浄・清掃時におけるそれぞれの注意点や、施設設備の安全対策などについて学習しました。

< 質疑・意見 >

なし

#### (5) 学校教育課

磐田市立小・中学校処務規程の一部改正です。その他の特別休暇を受けようとするときは休暇等承認申請簿を校長に提出するということになっておりますが、今回の改正では申請簿だけでなく、例えば産前休暇の場合には出産予定日証明書を提出することなどについて明文化されておりましたので、その他教育委員会が必要と認める書類を提出する規定を追加いたしました。また、校外行事等実施承認申請書は泊を伴う校外行事である修学旅行においては、学校が計画書等を添えて教育委員会に申請をする訳ですが、校外行事等実施承認申請書は2泊3日を超えるような宿泊の場合、例えば3泊4日の修学旅行など特例的な行事を組みたいときはこの様式を使って申請をしていただくこととなります。

次に月例報告についてです。ふるさと礎プラン研修会では「教師の使う言葉」に着目し、石森恵美さんに講話をしていただきました。また、平成27年度小中一貫教育推進事業に係る説明会では、3学府（神明中・城山中・竜洋中）が新しく試行になりますので、平成28年度完全実施に向けての最後の試行年度になります。その3学府を集めまして運用等の確認をいたしました。また、予定事業としては、平成27年度の新規採用教員・市費負担教員・県費臨時講師を対象に学級づくり研修会を実施する予定です。本研修で学んだことを4月からの学級経営の円滑な運営に活かしていくこととなります。

< 質疑・意見 >

なし

#### (6) 中央図書館

重点事項として、3月14日に中学生を対象としたビブリオバトルですが、城山中学校生徒3名と磐田第一中学校生徒2名の計5名の中学生がお薦め本を紹介してくださいました。物語だけでなく、ノンフィクションもありまして、自分が読んで他の人に読んでほしい本をそれぞれが熱く語ってくれました。発表だけではなくて質問にも堂々と答えておりまして和やかな雰囲気の中で参加者からの投票によってチャンプ本を決定しました。合計29名の参加がありましたが、参加した皆様からは「中学生の発表の完成度の高さに驚いた。」「熱い思いが伝わってきて感動した。」「表現力や語彙の豊富さは流石である。」「活字離れと言われているがこのようなイベントを通して読書の幅が広がっていく。」などの御意見をいただきました。今回は中学校2校の参加でしたが、今後、このようなイベントが開催できるように学校等と連携を図っていきたいと考えております。次に予定事業ですが、4月18日から中央図書館展示室において見付天神社の主催で市の合併10周年記念事業として明治から昭和にかけて見付町で表具師を営んでいた松月堂の伊藤虎三郎が見付天神社に奉納した書画のうち50点程度を展示する予定です。

< 質疑・意見 >

なし

#### (7) 文化財課

重点事項についてです。1点目は文化財課冬季企画展開催として、「建てる・住む・生きる」を2月14日から3月1日までの13日間豊田図書館展示室において開催いたしました。入場者752名でした。その展示の中で昭和30～40年代のお茶の間を再現したコーナーなどに関心が集まり熱心に見学する人たちが目立ちました。また、2点目の遠江国分寺跡整備委員会では整備計画の内容のうち、イメージ画や概要費用の算出結果について報告し意見聴取を行いました。結果としては当委員会でまとめきれずに次回委員会で持越しすることとなりました。3点目は津倉家住宅一般向け見学会についてですが、3月14日・15日に実施いたしました。870人の見学者がございましたが、その約35%程度が市外からの見学者でした。地元の見学者の方からは、今後の施設の活用方法に関する問い合わせが多くありました。次に、文化財保護審議会天然記念物部会は3月25日に予定どおり実施いたしました。県の天然記念物である熊野の長フジや磐田駅前の大クスなどについて今年度の調査内容についての報告を行ったほか、会議終了後には樹勢状況の現地視察も行いました。特に熊野の長フジでは排水対策が問題視されまして今後の対応策について検討がありました。また、歴史文書館が主催する企画展についてです。4月4日から4月14日まで中央図書館展示室において「よみがえる遠州の小江戸」と題し、掛塚湊の繁栄の軌跡を振り返ります。

#### < 質疑・意見 >

津倉家住宅の見学会にお伺いいたしました。職員の方には詳しい説明をしていただいて書いてあるものを見て理解するよりも、説明を聞いた方がより建物のことを詳しく知ることができまして、本当に良かったと思っております。ちょうどお伺いした際に建築の専門家がいて本当にこの建物はすごいということをおっしゃっていて、地元の者としては誇らしく思いました。本当に有難うございました。前々より要望しておりました企画展の土日開催について、歴史文書館であると土日の開催が難しいということで、中央図書館で開催していくということですのでようやく見学ができます。

津倉家住宅の見学については、地元の人たちが6割程なのですが、その中でも約半数以上が竜洋にお住まいの方でした。津倉家の存在は知っていたけれども、中に入ったことがない状況が多かったことから、その価値がわかったという御感想をいただくと開催した意義は大であったと思っております。これから津倉家住宅をどのように市として活用していくのか重要な課題であると改めて認識しております。